

# あなたを守る予防接種

- 1 高齢者肺炎球菌予防接種
- 2 高齢者带状疱疹予防接種 (定期)
- 3 高齢者带状疱疹予防接種 (任意)



▷ 問い合わせ 健康づくり係  
(☎223-3533)

芦屋町では、予防接種法などにに基づき、さまざまな予防接種事業を行っています。  
今回は、**1** 高齢者肺炎球菌予防接種、**2** 高齢者带状疱疹予防接種 (定期)、**3** 高齢者带状疱疹予防接種 (任意) に関して、お知らせします。



## 1 高齢者肺炎球菌予防接種



- ▶ 対象 65歳の人 (65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)
- ※ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人も対象です。
- ※ 今までに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。
- ▶ 接種料金 5900円
- ※ 生活保護受給者と住民税非課税世帯 (家族全員が非課税) の人は無料です。

- ▶ 接種できる町内の医療機関 (事前に予約してください)
- 芦屋中央病院 (☎222-2931)
- おのむら医院 (☎222-1234)
- 柿木医院 (☎223-0027)
- 須子医院 (☎223-0126)
- 聖和会クリニック (☎223-1112)
- 花美坂クリニック (☎223-2500)
- ※ このほか、福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。詳しくは、健康づくり係に問い合わせてください。

## 2 高齢者带状疱疹予防接種 (定期)

- ▶ 対象 令和8年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人
  - ※ 対象者には、3月末に接種券を送付します。
  - ▶ 接種料金・接種回数
- |      | 生ワクチン | 組換えワクチン         |
|------|-------|-----------------|
| 回数   | 1回    | 2回              |
| 接種料金 | 4600円 | 1回につき<br>11000円 |
- ※ 生活保護受給者と住民税非課税世帯 (家族全員が非課税) の人は無料です。

- ▶ 接種できる町内の医療機関 (事前に予約してください)
- 芦屋中央病院 (☎222-2931)
- おのむら医院 (☎222-1234)
- 柿木医院 (☎223-0027)
- 須子医院 (☎223-0126)
- 聖和会クリニック (☎223-1112)
- ※ このほか、福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。詳しくは、健康づくり係に問い合わせてください。

## 3 高齢者带状疱疹予防接種（任意）

令和9年度～11年度の高齢者带状疱疹定期接種該当者で、早期に带状疱疹の予防接種を希望する人へ、8年度に限り接種費用の助成を行います。

### ▶対象

67～69歳	昭和32年4月2日～ 昭和35年4月1日
72～74歳	昭和27年4月2日～ 昭和30年4月1日
77～79歳	昭和22年4月2日～ 昭和25年4月1日
82～84歳	昭和17年4月2日～ 昭和20年4月1日
87～89歳	昭和12年4月2日～ 昭和15年4月1日
92～94歳	昭和7年4月2日～ 昭和10年4月1日
97～99歳	昭和2年4月2日～ 昭和5年4月1日

※任意接種を完了した人は、本来の定期接種の対象となる時には、助成対象になりません。

### ▶接種料金・接種回数

	生ワクチン	組換えワクチン
回数	1回	2回
接種料金	4600円	1回につき 11000円

※生活保護受給者と住民税非課税世帯（家族全

員が非課税）の人は無料です。

### ▶申請方法

任意接種を希望する人は、接種前に接種券と予診票の発行手続きが必要です。4月1日以降に、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持って、健康づくり係で手続きをしてください。

※接種対象者と世帯が異なる（住所が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。

### ▶接種できる町内の医療機関（事前に予約してください）

芦屋中央病院（☎222-2931）

おのむら医院（☎222-1234）

柿木医院（☎223-0027）

須子医院（☎223-0126）

聖和会クリニック（☎223-1112）

※このほか、遠賀・中間地域の医療機関でも接種できます。詳しくは、健康づくり係に問い合わせてください。

### ▶健康被害救済制度

本助成事業は、任意接種であるため、ワクチン接種を行い、副作用による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（PMDA法）に基づく「医薬品副作用被害救済制度」による救済の請求を行うことになります。

1、2の予防接種を無料で受ける人は、接種前に次のいずれかの書類を医療機関に提示してください

#### ①生活保護証明書類（診療依頼書）

※オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナ保険証でも確認可能

#### ②後期高齢者医療資格確認書（区Ⅰ・区Ⅱ）

※オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナ保険証でも確認可能

#### ③介護保険負担限度額認定証

#### ④介護保険特定負担限度額認定証

#### ⑤介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3）

#### ⑥「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証

※無料対象者で上記の書類がない人は、予防接種前に健康づくり係で手続きが必要です。必ず、予防接種前に、手続きに来る人と接種を受ける人の両方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持って、健康づくり係で手続きをしてください。

※無料対象者と世帯が異なる（住所が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。